



島根県報

平成28年3月17日（木）

号外第33号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委告示】

平成28年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験の実施

2

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第1号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成28年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成28年3月17日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成28年3月17日（木）から同年4月18日（月）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、4月18日（月）必着とする。インターネットによる場合は、4月14日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	10名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	4名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性	次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成28年9月30日までに卒業する見込みの者 イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成28年9月30日までに卒業する見込みの者
女性	

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第 1 次 試	平成28年5月8日（日） 受付時間 8：30～9：00	松 島根県職員会館 江 （松江市内中原町） 市	5月24日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間	浜 島根県立大学（浜田キャンパス）	

験	9:30~17:00 (予定)	田 市	ンパス) (浜田市野原町)	
第 2 次 試 験	平成28年6月12日(日) ~6月13日(月)	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	7月8日(金)(予定)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容				
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(大学卒業程度)				
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">男 性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">女 性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね150センチメートル以上 ・体 重 おおむね43キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね150センチメートル以上 ・体 重 おおむね43キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 				
	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね150センチメートル以上 ・体 重 おおむね43キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 				
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。				
特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道及び情報処理)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。					
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)				
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)				

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準を満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

	英語 ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
--	----------------------	-------

第1次試験の 加点対象特技	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
	情報処理 情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「10月採用警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「10月採用警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成28年4月1日現在、大学卒22歳で月額203,695円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。